

屋外広告物点検基準(案)

平成 28 年 11 月 30 日

一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会
公益社団法人 日本サイン協会
一般社団法人 サインの森

屋外広告物点検基準(案)

平成28年11月30日

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会
公益社団法人日本サイン協会
一般社団法人サインの森

<適用範囲>

第1条 屋外広告物点検基準は、屋外広告物等の新設及び維持に係る点検に適用する。

<用語の定義>

第2条 点検基準書において用いる用語の意義は、次の通りとする。

- 一 「点検」とは、屋外広告物等（以下、広告物等という。）について、損傷、変形、腐食等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守又は修理等の措置が必要かどうかの判断を行い、点検記録（第7条）を作成すること。
- 二 「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。
- 三 「標準点検」とは、おおむね60センチメートル以内に近づき、目視、触診、打音及び検査により広告物等の外部及び内部等について、点検を行うこと。
- 四 「詳細点検」とは、測定器具を用い広告物等を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。
- 五 「保守」とは、広告物等の清掃、塗装、消耗品及び工事を伴わない不良な部材の交換を行うこと。
- 六 「修理」とは、広告物等の本体部分及び本体支持部分若しくは基礎部分に生じた損傷、変形、腐食等の原因を解消し、安全に機能させるための工事を伴う措置をいう。
- 七 「広告用構築物」とは、自立看板、野立看板、広告塔等基礎又は杭等で地面に固定され、自立している広告物をいう。
- 八 「建物付属設備」とは、袖看板等建築物に固定された広告物をいう。
- 九 「固定式スタンド看板等」とは、基礎や杭等で固定されずに自立している広告物をいう。
- 十 「委託者」とは、広告物等を所有する者又は広告物等の掲出についての許可を申請した者又は所有者から管理を委託された者で、点検を委託する者。
- 十一 「受託者」とは、広告物等の状態を点検し、報告するために必要な技能と知識を有する資格者又は資格者を雇用する事業主で、委託者からの委託を受けて点検を行う者。
- 十二 「専門点検技能者」とは、詳細点検を行うことができる装置を有し、詳細点検を行うために必要な技能と知識を有する資格者又は資格者を雇用する事業主。

<点検作業者>

第3条 受託者は、点検作業者に作業を行わせるものとする。

2 点検作業者は、業務の履行に関し必要な技能と知識を有する者でなければならない。

<実施管理>

第4条 受託者は、安全に点検出来るように事前に計画を立て、業務の実施にあたっては、事前に立てた計画に従って業務を履行しなければならない。

<点検の目的>

第5条 点検の目的は、広告物等の損傷、変形及び経年的損傷、腐食などによる不良部分を発見することによる機能損失と災害の未然防止のほか、計画的な更新のために健全度や劣化傾向を把握し、修理を行うための資料を得ることを目的とする。

<点検の対象>

第6条 点検の対象は、全ての広告物等を対象とするが、特に道路に接近していること、設置の高さ、大きさを考慮し、私有地の敷地境界を越えて危害を与える可能性の高い広告物等については、受託者は条例による規制の有無に関わらず業務担当者による点検を確実に行う。

<点検記録の作成>

第7条 受託者は、広告物等の状況変化や経過等が把握できるよう、写真等現場状況を確認できる資料を添え、別表1の様式により点検結果の記録を作成するものとする。

2 点検記録は、1年間有効とする。

<点検記録の保存>

第8条 受託者及び点検作業者は、点検結果の記録について、当該広告物等を撤去するまでの間、保存すると共に、委託者に対しても記録の保存を求めなければならない。

<広告物の耐用年数>

第9条 広告物等の構造部分の耐用年数の目安は、金属製であるものについてはおおむね10～20年、それ以外のものについては10年とする。

<広告物の点検頻度>

第10条 点検する部位ごとの頻度は、別表2による。

<点検の共通事項>

第11条 受託者は、広告物の保守については、第4条の規定に関わらず作業を行うことができる。

2 受託者は、点検記録には広告物等の状態が分かる写真を添付するとともに、検査又は試験を実施した場合には測定値を記録する。

3 点検に際し受託者は、別表4に定める法令への適合事項について確認を行い、これに適合していない場合には、委託者に対し適切な措置を取るよう遅滞なく伝える。

<目視点検>

第12条 目視点検は、広告物等の各部におけるキズ、汚れ、変形、錆等の状態について点検するものとする。

<標準点検>

第13条 標準点検は、都道府県条例において点検に必要な技能と知識を有すると認められた資格者により、広告物等の種類に応じ定める別表3-1に定める点検箇所について各内容の状態を調査する。

2 点検にあたっては、必要に応じ高所作業車又は足場を用い、外部だけでなく外装材を外し、各内部も含め確実に点検を行う。

3 各部の特性に応じ、触診、打音及び検査を行う。

<詳細点検>

第14条 詳細点検は、広告物等の種類に応じ別表3-2に定める点検箇所について、専門点検技能者により行う次の測定等を内容とする点検をいう。

- 一 (寸法測定) 経年劣化による錆、垂れ、歪み及び変形など筐体破壊の進行を確認するために、寸法、厚み角度などの測定器具を使用する点検。
- 二 (試験) 測定機器等を用い、アンカーボルトの引抜き強度、鋼材の肉厚測定等の調査を行う点検。

<点検結果の評価方法>

第15条 点検評価は、レベルA、レベルB、レベルC、レベルDにより評価する。

- 一 レベルAは、点検結果が良好な状態を示す。
- 二 レベルBは、劣化が認められる、経過観察を要する状態を示す。
- 三 レベルCは、劣化が進行している、次回までに改善が必要な状態を示す。
- 四 レベルDは、劣化のため危険が認められる、修理又は撤去が必要な状態を示す。

別表3－1 標準点検時の点検項目

※印の区分については、仕様上存在しない場合には点検は不要。

袖看板(突出し看板)の主な点検箇所

区分	項目
壁面	ヒビ
	盛り上がり変形
アンカーボルト	サビ・劣化
	ぐらつき、欠落
ブラケット	鉄骨のサビ・劣化
ブラケットカバー	板金のサビ・劣化、水抜孔は正常か
	ビスにゆるみはないか
内部鉄骨	サビ・劣化、変形
フレーム	サビ・腐食・劣化、変形
	水たまりはないか、水抜孔は正常か
フレーム枠(押さえ)	サビ・腐食・劣化、変形、ビスの緩み
※振れ止め棒	サビ・劣化・設置の有無、取付部ビス緩み・変形
※丁番・パチン錠など	破損・電食、腐食はないか
表示面板	劣化・破損・熱伸び、ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材	機具の寿命・コードの劣化・断線

壁面看板の主な点検箇所

区分	項目
壁面	ヒビ
	盛り上がり変形
アンカーボルト	サビ・劣化
	ぐらつき、緩み
内部鉄骨	サビ・劣化、変形
フレーム	サビ・腐食・劣化、変形
	水たまりはないか、水抜孔は正常か
フレーム枠(押さえ)	サビ・腐食・劣化、・変形・ビスの緩み
※丁番・パチン錠など	破損・電食、腐食はないか
※フレーム回りコーティング	
表示面板	劣化・破損・熱伸び、ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材	機具の寿命・コードの劣化・断線

ポール看板(建植看板)の主な点検箇所

区分		項目
基礎部分・根巻き		ヒビ・盛り上がり変形
支柱		鉄骨のサビ・劣化・内部の状況、変形・水のたまり
串刺式	ポール首回り	サビ、変形
	貫通ボルト	サビ・劣化、緩み
盤上式	剛性の状況	外圧による変形、ねじれ・傾き
	接合部ボルト	サビ・劣化、緩み
ポール袖	プラケット	鉄骨のサビ・劣化、変形
	プラケットカバー	鉄骨のサビ・劣化、水抜孔は正常か・ビス緩み
	※振れ止め棒	サビ・劣化・設置の有無、取り付け部ビス緩み・変形
内部鉄骨		サビ・劣化、変形
フレーム		サビ・腐食・劣化、変形 水たまりはないか、水抜孔は正常か
フレーム枠(押さえ)		サビ・腐食・劣化、変形・ビスの緩み
※丁番・パチン錠など		破損・電食、腐食はないか
表示面板		劣化・破損・熱伸び、ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材		機具の寿命・コードの劣化・断線

塔屋看板(広告塔)の主な点検箇所

区分		項目
基礎部分・根巻き		ヒビ・盛り上がり変形
アンカー		サビ・劣化・ぐらつき
支柱・鉄骨構造部		鉄骨のサビ・劣化、変形
本体接合部		鉄骨のサビ・劣化・ボルトの緩み、変形
広告面		サビ・腐食・劣化、変形
額縁(外周部分)		サビ・腐食・劣化、変形・ビスの緩み
電材		機具の寿命・コードの劣化・断線
電材突き出し部材		取付部のサビ、ガタツキ、変形・ビスの緩み

野立て看板の主な点検箇所

区分	項目
基礎部分・根巻き	ヒビ・盛り上がり変形
支柱	鉄骨のサビ・劣化・内部の状況、変形・水のたまり
アンカー	サビ・劣化・ぐらつき
本体接合部	サビ・劣化、変形
広告面	サビ・腐食・劣化、変形
額縁(外周部分)	サビ・腐食・劣化・変形・ビスの緩み
電材	機具の寿命・コードの劣化・断線
電材突き出し部材	取付部のサビ、ガタツキ、変形・ビスの緩み

別表3－2 詳細点検時の測定項目

※印の区分については、仕様上存在しない場合には点検は不要。

袖看板(突出し看板)の主な点検箇所と測定値

区分	測定・確認項目
壁面	引抜強度
アンカーボルト	せん断応力
	引抜強度
ブラケット	肉厚減少・変形
ブラケットカバー	水抜き孔は正常か
	ビスにゆるみはないか
内部鉄骨	肉厚減少・変形
フレーム	肉厚減少・変形
	水抜き孔は正常か
フレーム枠(押さえ)	肉厚減少・変形・ビスの緩み
※振れ止め棒	取り付け部ビス緩み・変形
※丁番・パチン錠など	腐食はないか
表示面板	ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材	故障(機能不全)・漏電

壁面看板の主な点検箇所と測定値

区分	測定・確認項目
壁面	引抜強度
アンカーボルト	せん断応力
	緩み・引抜強度
内部鉄骨	肉厚減少・変形
フレーム	肉厚減少・変形
	水抜き孔は正常か
フレーム枠(押さえ)	肉厚減少・変形・ビスの緩み
※丁番・パチン錠など	腐食はないか
※フレーム回りコーティング	
表示面板	ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材	故障(機能不全)・漏電

ポール看板(建植看板)の主な点検箇所と測定値

区分		測定・確認項目
基礎部分・根巻き		強度確認
支柱		肉厚減少・変形・水のたまり
串刺式	ポール首回り	肉厚減少・変形
	貫通ボルト	緩み
盤上式	剛性の状況	ねじれ・傾き
	接合部ボルト	緩み
ポール袖	プラケット	肉厚減少・変形
	プラケットカバー	水抜き孔は正常か・ビス緩み
	※振れ止め棒	取り付け部ビス緩み・変形
内部鉄骨		肉厚減少・変形
フレーム		肉厚減少・変形 水抜き孔は正常か
フレーム枠(押さえ)		肉厚減少・変形・ビスの緩み
※丁番・パチン錠など		腐食はないか
表示面板		ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材		故障(機能不全)・漏電

塔屋看板(広告塔)の主な点検箇所と測定値

区分		測定・確認項目
基礎部分・根巻き		強度確認
アンカー		引抜強度
支柱・鉄骨構造部		肉厚減少・変形
本体接合部		肉厚減少・変形・トルク管理
広告面		肉厚減少・変形
額縁(外周部分)		肉厚減少・変形・ビスの緩み
電材		故障(機能不全)・漏電
電材突き出し部材		肉厚減少・変形・ビスの緩み

野立て看板の主な点検箇所と測定値

区分	測定・確認項目
基礎部分・根巻き	強度確認
支柱	肉厚減少・変形・水のたまり
アンカー	引抜強度
本体接合部	肉厚減少・変形
広告面	肉厚減少・変形
額縁(外周部分)	肉厚減少・変形・ビスの緩み
電材	故障(機能不全)・漏電
電材突き出し部材	肉厚減少・変形・ビスの緩み

